

第 11 回（平成 18 年度第 5 回）箕面市廃棄物減量等推進審議会会議録
（公開版）

開催日時	平成 18 年(2006 年)8 月 30 日（水） 午後 2 時 00 分から 4 時 10 分
開催場所	箕面市役所 本館 3 階 委員会室
出席者	11 名（欠席 4 名）
傍聴者	6 名

1. 出席報告・開会宣言・案件の確認

（会長）

- ・今日の審議会、11 回を始めたいと思います。
- ・それでは出席状況お願いいたします。

（事務局）

- ・本日の出席は 15 名中 10 名（遅れて 1 名出席あり）ということで、廃棄物減量等推進審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

（会長）

- ・はい、ありがとうございます。
- ・それでは本日の案件の説明を事務局の事務局お願いします。

（事務局）

- ・はい。そうしましたら本日の案件の説明のほうからさせていただきます。
- ・A3 のレジュメのほうの、右のページをごらんください。
- ・まず 1 点目、事業者との意見交換会の実施報告という形で、事務局及び出席していただいた委員さんからの報告をいただきたいと思います。
- ・2 点目、答申案につきまして、前回素案をお送りいたしまして修正のご意見をいただきましたので、その修正箇所をご確認の上ご決議をいただきたいと思います。
- ・3 点目、基本計画見直し作業の進捗状況についてというところで、事務局から作業の進め方とそれから現在の進捗状況についてご報告をさせていただきます。また抜粋した施策見直し案について、一定、施策の見直しの方向性などをお示しする資料を付けておりますので、これにつきましてご議論をいただきたいと思っております。これにつきましては自由な意見交換という形で、事務局のほうにご意見をいただく、みなさまで意見交換をしていただくという形で、結論等を出していただく必要はない、という形で考えております。
- ・前回の課題整理といたしまして、答申素案の修正について最後いくつかご意見いただきまして、そのあとの部分については意見調査票を以てご提出いただくということで終わっておりますので、そのご提出いただいた意見についての修正箇所をまた後ほどご確認いた

だきます。

- ・配付資料といたしましては、事業者との意見交換会の実施報告書、それから基本計画見直しに係る資料をお付けしております。答申案につきましては、前回からお送りしているものを引き続きご利用いただきたいと思います。

(会長)

- ・はい、ありがとうございました。
- ・それでは第一のですね、8月の2日と11日に事業者との意見交換会させていただきまして、そのご報告を事務局のほうからお願いいたします。

2.〔案件1〕事業者との意見交換会実施報告

(事務局)

- ・はい。事業系ごみについて、事業者との意見交換会を実施しましたのでご報告します。〔以下、資料の読み上げ〕

(会長)

- ・はい、ありがとうございました。
- ・それでは出席された委員のかた、ご意見がございましたら。

(委員)

- ・当日両方とも行けなかったんですけども、出席者5名というのは、5事業者という意味ですか。

(事務局)

- ・5事業者ということです。

(委員)

- ・そういう意味ですね。

(会長)

- ・ほかございますか。
- ・それでは私のほうから少しお話しさせていただきます。
- ・まず、出席者が両日とも5名ずつ来てくれました。これはですね、委員さんにご尽力いただいた結果でしてですね、なかなか一般のかたはあれですね、行政が呼びかけようとチラシを撒こうと、なかなか来てくれないと、そういうことで、現状が非常にあれですね、あの、値上げと言いましてもなかなか関心が薄いというのは非常によくわかりましてね、それが1点目です。
- ・それから2点目はですね、ここに書いてますけどおふたりのかたが、自分とかがどのく

らいお金払っているのかを知っておられまして、言われまして、どちらもですね、かなり高いという印象を持たれたんですね。ここに書いていますように。これで、こういう誤解がありますのでね、非常にあれですね、あの、今私たちがここで議論していることがなかなかみなさんがたにご理解いただけないと、いうことで答申にも出ていますけど、料金が、市の、市に払う分と許可業者に払う分とがいったいどうなっているのかと、その調査をやった上で、適正な料金はどうなっているのかというふうなことを話し合わない、なかなか理解を得られないということがわかりました。

- ・それから3点目はですね、二日目は繊維団地の人ばかりやったんですが、これから私たちが議論するときはですね、ああいうまとまった団地であるところは、その事業者のかたがたと私たちが話し合ってますね、その団地全体でどうするのかと、そういう議論をするほうがですね、一般的な事業系のごみどうするのかというより、具体的で実践的な結果が得られると思いましたんでね、また審議会が行われるときはそういう形で進めたらいいんじゃないかということに気が付きました。
- ・以上でございます。
- ・これ、委員さんね、このお金、こういうふうに思っておられるんですが、これ多分違うと思うんですが、これどうですか。

(委員)

- ・私出席していませんのでね、まったくわからないんです。

(会長)

- ・こう言われたんですよ。

(委員)

- ・ただその各業者さんによってどういう形で契約してるかっていうのがわからない。ただ単に単価だけで捉えて高い安いじゃなくってね、例えば時間が何時頃にくれとかね、例えば夜中やなかったら困るとかね、何時以降やなかったら困るとか、の問題と、それからその中でどういうごみを持って行って、これはまたその中に含まれている、例えば月極、可燃ごみ以外は1万円、びんかんは3万円、で、ね、そういう細かくしてるところもあるやろうし、いやもうグロスで、グロスで全部含めてこれだけや、いうところもあると思うんで、一概にこの値段で高い安いかっていうのは、その収集形態がどうかでわかりません。

(会長)

- ・ああ、そういうことですか。

(委員)

- ・だから例えば9時以降に来てくれとかね。

(会長)

- ・夜の。

(委員)

- ・いや、朝の。例えば9時以降に来てもらえないかと。うちは9時以降にしかごみは出せないとか、10時からしか出せないとか。で、一番いいのは帰る、会社が終わってからごみを出して行かれるのが一番いいんだろうけども、後からもう一度回収しに行ってからもう一度行くとかね、コースがありますので、そこらの二度手間というか、そういうこともあると思うんで、ただ単に単価だけでどうかというのは、私にはほんとにその事業者さんがおっしゃってるのが、1回ほんとに高いんか安いんかね、それはやっぱりお話ししてみないと。

(委員)

- ・あの、ちょっとよろしいか、あのね、それは業者さんと事業者さんの個別契約ですね。契約するにあたって料金の査定にあたっては、例えば許可業者さんの組合とかそういったところである程度の取り決めっていうかね、そういうのはあるわけ、ルールみたいなそういうのはあるわけですか。

(委員)

- ・それはね、金額についてはこれ競争ですんでね、それは個人の、個々の業者が決めるんです。

(委員)

- ・組合で、ここまではなんぼ、ここまではなんぼにするっていうのは。

(委員)

- ・それはできません。それは独占禁止法で。

(委員)

- ・大筋の目途とかね。

(委員)

- ・だいたい目安はあるんですよ。

(委員)

- ・それはあるんですね。
- ・だいたい目安で、例えばかんびんやったら3千円とか、これやったら1万円とか、あるいは時間外になれば倍額のこれくらいにするとか、そういうおおまかなルールみたいなものはあるんですね。

(委員)

- ・ルールというか、まあ我々長い間やってますんで、その中でのそういう習慣っていうか、

そういう感じはあります、それはある。

(会長)

- ・今委員さんが言ってくれたように、そこの料金の決め方ですね、あれがどういうルールで現実になっているのかということをオープンにして市民に知らせる必要がありますね、事業者のかたに。そうしないと自分とこのごみが妥当な値段で処理されているのかどうかまったく認識ないんですよ。ほんでこれだけ聞くと高いやないか、という、こういうふうに、思われてしまうわけですね。
- ・非常にあれですね、意見交換会、そのへんがわかってよかったと思いますよ。
- ・はい、どうぞ。

(会長代理)

- ・参考までにちょっと。
- ・さきほど二日目のほうは繊維団地のかたがほとんどだったということだったんですが、まあ初日のほうも含めてどんな業種のかたが来られたのか教えていただけますか。

(会長)

- ・えーと二日めがね、ああちがう、2日が繊維団地のかたがたが5名、全部そうですわ。
- ・で二日目、あれは委員さんが言ってくれたんやね、えーと市場のかたが・・・

(委員)

- ・えーとね、豆腐屋さん、それから酒屋さん、いろんなお酒といろんなもの、食料品を売っている。

(委員)

- ・引っ越し屋さんもおられましたね。

(委員)

- ・それからショッピングセンター。共同でショッピングセンターを運営している代表ですね。そういったいろんなかた、いろんな業種のかたですけどね。

(会長代理)

- ・それでさきほどの料金の話をされたのは、繊維団地のかたか、その他のかたなのか、どちらになりますか。

(会長)

- ・これはね、1名ずつですね。
- ・そうですね、あの、委員さんの紹介で来られた市場関係のかたがたも、市場全体でどうするのかという議論をする必要あると思いました。まだまとまっても出していないんですね、場所が。個別に契約されているとおっしゃってましたですね。

(委員)

- ・ ああ、まとまって一つでしているところもありますよ。

(会長)

- ・ 置き場があるんですか。

(委員)

- ・ 置き場があってまとめて出しているところもありますよ。そういったふうにしておられるところの人も来ていました。

(会長)

- ・ はい、そういうことで、あ、どうぞ。

(委員)

- ・ なんか、私の印象では、その単価がどうのこうのっていう話という理解じゃなしに、先生の、その会長さんの説明のほうで、減免制度とか、キロ100円とかいう話が出ていたから、ね、だからそのへんのストーリーがこう、オーバーヘッドプロジェクトですか、あの資料がなってますから、それから言うと、実際契約されてるお金とピンと来ないと思う、というニュアンスですか。
- ・ だから高い安いは、そりゃあ取り方によりますよね。ほとんどその処分費でなしに、運搬と言うんですか、収集運搬費用だから、一概にその、いくらっていうのははっきりしないですね。ただそこをみなさんよくおわかりになってないなという印象ですね。
- ・ いくらが適正なのか、高いのか安いのかっていうよりも、どれぐらいが適正なんだろうか、一方で、その減免制度はやめて値段が上がりますよっていうところに関しては、これは目方から言ったらたいしたことないね、こういうような具合に受け止められたように感じました。

(委員)

- ・ いいですか。
- ・ 一般の事業者のかたはね、その減免っていうものの意味合いが全然わかってないんです。なんのことやっていうのが、それがあから、どうしてもね、おわかりにならない、違いが出てくると思うんですよ。

(会長)

- ・ おっしゃるとおりです。

(委員)

- ・ あの、2日の分だけしか行っていませんけども、繊維団地のかたは処分手数料が適正であれば、払いますと、それがその、例えば今払ったとしても、それはそれが適正であると、

いうふうに市が言うのであれば、そこは払いますって言うてはったんで、いくらが処分手数料で、いくらが収集運搬料っていうことをはっきりさせれば、処分手数料がいくらで、それがちゃんとわかれば払いますっていうようなニュアンスで、繊維団地のかたは言っておられたと私は認識しました。

(会長)

- ・はい、いいですか、ほか。はい、じゃあこの問題はこのへんにしまして、次に、案件2の答申案についてお願いします。

3.〔案件2〕答申案について

(事務局)

- ・はい。そうしましたら、お手元の答申案のほうをご覧くださいながら、修正箇所についてご確認をお願いします。
- ・私のほうでまとめさせていただいた修正の箇所について、ページ数と行数等を申し上げながら、このようなご指摘でこのように修正したという旨ご説明をさせていただきますので、ひとつお聞きいただいて、質疑等につきましては最後にまとめてお願いいたします。
- ・それでは1ページ目から順にまいります。〔以下、修正箇所・修正内容について説明〕

(会長)

- ・はい、ありがとうございました。
- ・それでは、これについてご意見をお願いいたします。はいどうぞ。

(委員)

- ・22ページで、今さらなんですけど、22ページでね、事業系指定ごみ袋制っていう言い方なんですけど、もう袋に決まっているわけですか。どこでも袋なんですか。なんか、指定ごみ容器制とか、そういうんじゃなく、もう袋に、ここに袋って書いたらもう袋に決まりますよね、なんか、なんとなく、あの、こないだ繊維団地のかたも、こんな大きなケースに入れて持っていってもらうんや、みたいな、その、カドが角張るとか、破れるとかいうことで、この袋っていうふうになったらもう袋に決まるんじゃないかなっていう。
- ・でなんか、先生が堺で、堺やったかどうか、堺は容器になっているっておっしゃってなかったでしたっけ、なんかそういうところがあるって言われて、堺は違ったんですけど、私ちょっと聞き間違いっていうか、記憶違いなんですけど、この袋っていうことになったらずっと絶対袋になるような気がして、それはもう、あの、市、行政のほうも袋で行くって、いや、行こうかって思ってたんですけど、もし袋じゃなくってっていう考え方も出てくるんだったら、容器とかなんかそんなふうにしといたほうがいいんじゃないかなってちょっと思ったんですけど。

(事務局)

- ・この袋は、処分手数料をね、処分手数料をそこに入れるから袋っていうのは意味があって、容器にしてしまうとその手数料の上乗せが、その袋から手数料をもらうっていうのが、容器は繰り返し使えますよね。

(委員)

- ・そのところはよくわからない。

(事務局)

- ・袋っていうのは手数料の問題が一番大きいというか、意味があると思うんですね。

(委員)

- ・なんかあの、ごめんね、今さら。

(事務局)

- ・いえいえ、いいですよ。

(委員)

- ・袋ってなんかやっぱり感覚的に、こうどんどん使い捨てるっていう、作って捨てるっていう感覚がどうしてもあって、それを決めて、どうしてもそうなるんだけど、せっかくこういう容器に入れて、それをこう、行ったり来たりされてはるんだったら、そういうことも考えられないかなって。
- ・今さら言ってすいません。なんか、作って捨てる、作って捨てる、今のレジ袋みたいに、こっからここへ運ぶだけなのに、作って捨てるみたいな、そういうコストもかかるし、っていうような。
- ・なんかこないだ繊維団地のかたの意見聞いてて、そうか、それも考えられるんじゃないかな、ここに袋としたらもう絶対袋に・・・だから。

(会長)

- ・元に戻ってしまうけど。

(委員)

- ・結局は袋になってもいいんだけど、ここでは容器やったらだめなんですか。

(事務局)

- ・手数料どうするかっていう問題が一番大きいですね。容器とするんだったら、料金についてはまた別の観点から議論しないといけないですし。

(委員)

- ・その容器は、使い回しできる容器っていう意味ですか。

(委員)

- ・なんか契約で、1回1個、1ケース使うんだったらいくら、みたいな。それが何回往復するかによっていくら、ってような形、できないかな。

(委員)

- ・誰がチェックするの。

(委員)

- ・チェック。いや、それは、容器は指定の容器を作るんですよ、もちろん。

(委員)

- ・いやその回数とか、その。

(委員)

- ・そら許可業者さんがわかってるわけでしょ。持って行くから。

(委員)

- ・それ使い回しするんでしょ。

(委員)

- ・使い回しするけど、それを何回持って行くか、1回100円やったらとするとするじゃないですか、1回じゃあ500円として、それを1個だけ持っていったら、許可業者さんが毎日取りにくるんだったら、かける7かける4やから28回、ってかけたらいいいわけですよ。ね。ね。ややこしい？ ごめんね。
- ・今さらそういうこと言っちゃいけませんか。

(会長)

- ・現実的に大きなビルではね、地下にものすごく大容量の保管コンテナ、あれを置いてまして、あの、収集車を横付けすると自動的に入るようなもんもあるわけですよ。ああいうところは確かにですね、きちんとしてごみさえ入れていただければ非常に楽ですもんね。だからああいうのも考えられますからね、それやったらその容量当たりいくらっていう値段決めてもかまへんわけですよ。

(委員)

- ・市がね、市が1杯なんぼやっていうのを決めたらいいわけですよ。

(会長)

- ・これ、だから、指定袋で不適當なところがどうしても出てきますね。そういうときにですね、そういうふうにして市が認定するといいますか、これだったらいくらだと、そうい

うこともあれですね、委員さんの議論含んでいますから、だからあの、ここはこれで置いといて、どこか別に直したらいいんじゃないかな。

(委員)

- ・ いやだからその委員さんの意見はね、逆にこのオフィス町内会とかいう制度があるでしょ、そうすると例えば繊維団地みたいに、ごみの出すものがだいたいどこもおんなじであれば、なんかそこだけで特化した形で、収集の形いうのをね、また市が自由に考えていったらいい。
- ・ だからそういうことも含めてね、これからの問題ですよ。

(委員)

- ・ だからいいですけど、それでいいんですけど、ここ袋って書いたらもう袋かなって。あの、感覚的には思うから。ここを容器って書いたらいいかなって、こう、思ってしまったんですよ。

(会長)

- ・ どうしましょう、これは。審議済みっていうことで終わりにするか、ちょっと議論するか。

(委員)

- ・ 容器はね、袋は割と見えていますけれど、容器となるとわかりませんからね、ちょっと今の段階でとなると、何がなんだかよくわからなくなりますよ。袋はまあ家庭用でだいたい浸透していますからね、イメージが湧くんですけど、ただ現実には、破れやすいとか何とか、そういう問題が出ていましたから、実際するときにはなにかやっぱりちょっとそれプラスアルファは必要なんでしょうけど、まあその段階で容器がどうかやったらいかなと。

(会長)

- ・ ここや、その、23ページの①のところですね。

(委員)

- ・ 今回はそのままのほうがなんかイメージとしてつかみやすいという気がします。

(委員)

- ・ まあ今回はね、これで行っといたらいいと思うんですよ。なぜか言うたらあの、何回も議論したように、いろんな業種業態で違うという、まあ、この中にも書いていますように、業種によっては破れやすいとか、大きさが色々あるだろうし、そんなこともあるということを書いて、それに対してこんどはそれを考慮しながらまた組み直し、いろんなプラスアルファをしていくと言っていますんで、だからさっきもおっしゃったように次の段階でそういったことをやっていただくということですね。

- ・今回は一応、料金体制とかいろんな問題がたくさんある中で、それをね、同時に処理しながら基本的なものを組み立てていくんで、それから現実に入ったときにそういったことをまた組み直して、プラスアルファ追加しながらこう、基本的にきちんとまとめていくようなやりかたのほうがいいように思います。

(委員)

- ・この答申案でそれがわかるのであれば、それでいいです。

(会長)

- ・23ページのね。

(委員)

- ・一応書いてますんで。

(会長)

- ・①の下から5行あたりか、ここに「～サイズや素材の指定袋を利用するなど」と。

(委員)

- ・ここもだから「指定袋」になってるから。ここも袋に決まってますよね。

(会長)

- ・そしたらここを容器にしますか。「素材の」のあと、これ、「指定袋や容器」にしたらどうですか。

(委員)

- ・いいけど部長さんは困る？

(会長)

- ・ここだったらかまわないでしょう。

(事務局)

- ・これね、タイトルもね、ごみ袋、ごみ袋というものの議論になりますのでね、で、えらいしつこく言いますが、容器で1杯500円ということは、結局ね、市はその毎日の収集には介入できないわけですよ。許可業者さんと排出事業者さんの話です。だから市がなんぼ言うたって、1杯500円ですよ、と言うたって、1杯500円と言うだけで空念仏で、実際には把握できないですよ。
- ・袋は絶対把握できるんですよ。

(会長)

- ・なるほど、なるほど。

(事務局)

- ・だから、袋と容器とはもう根本的に違うんですよ。

(委員)

- ・別にいいんですけど。

(会長)

- ・いいですか。

(委員)

- ・今まで私が言わなかったのが間違いですから。

(事務局)

- ・いやいや、議論していただいたらいいんですけど。あの、そういう意味では、我々の思いとしてね。

(会長代理)

- ・とりあえずあの、容器というのは、おっしゃられるとおり、排出、いや、取りに行く人との契約の関係で容器サイズでの契約っていうのはあり得るんですが、処分料金を、自分が収集に行かないのに市が処分料金を容器で取るのはちょっと無理ではないかとは思いますが。
- ・容器サイズで契約しているのはあって、家庭ごみの料金を決めるのに何リットルで1週間1回だったらいくらっていう、そういうのはあるんですけど、事業系で許可業者が取りにいくとしたらちょっと難しいだろうというふうには思います。
- ・えっとあと、その袋の件ですが、今おっしゃられたようなケースでいくと、まあ袋には違いないかもしれませんが、シール制を使うという手がないことはないですね。東京都の小規模事業系のごみの料金については、東京都はシール制でやっていて、袋は一応推奨袋っていうのがありますけど、指定はしていない、ということがあるので、まあ、ないことはないですが、ただシール制にすると容量がけっこう自由になってしまうので、まあ、ほんとにそれで料金としていいのか、っていう、まあ、ちょっと公平性っていうか、経済的インセンティブのかかりかたとか、微妙なところがあるかな、とは思いますが。
- ・そうですね、議論としてはここはやっぱりごみ袋の議論をしたので、まあ、ごみ袋という形で残してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、もしももう少しその、今後の他の形態を検討する形を残すのであれば、(1)と(2)の順番を変えて、まず手数料と減免制度の話をして、でまあ、そういった改正のひとつの方法論としての、こういうのがありますね、という位置づけにするというのはあり得るかなというのは思います。

(会長)

- ・（１）と（２）というのは。２４ページの？

（会長代理）

- ・２２ページの（１）の事業系指定ごみ袋制というものと、２４ページの（２）の処分手数料と減免制度のところ、これの順番を変えて、まあ、（２）のほうで経済的インセンティブをかける必要があるんだと、それで料金を上げる必要があるんだと、とは言っておいて、でまあ、そういったことを実現するひとつのやり方として事業系指定ごみ袋制っていうのがありますね、という位置づけをする。だったらそれはまだ確定ではないっていうような意味合いを少し残せるかなって、そういう整理のしかたはあるかもしれないなと思います。
- ・ただまあ、個人的には、シール制とか、容器とかよりは、事業系の指定袋使う方がたぶんインセンティブはかかるんじゃないかと感じています。まあ、それはまだ議論の余地はあると思いますが。
- ・すいません、ちょっと長くなりました。失礼しました。

（会長）

- ・どうですか、委員さん。

（委員）

- ・なんか難しそうですね、容器っていうの。

（委員）

- ・それはあれでしょ、別に事業系のごみ袋が新しい発想じゃなくて、家庭のごみ袋も同じ考え方じゃないの。

（委員）

- ・わかれへんけど。あの、一番最初にこの事業系のごみを言われたときに、稲垣さんとかは、委員さんも、すごいいろんな形状がありますよっていうのがまず出てましたよね。だからまあその指定ごみ袋を・・・

（委員）

- ・だから出す人への配慮で、袋に入らない人もいるから袋はやめて容器にするっていうことやろ。それとも袋自体が・・・

（委員）

- ・うん、いや、違うよ。そういうのもあるんじゃない、全部じゃないですよ。袋ももちろんありますよ。ただ、袋って言うたら袋しかないから、容器っていう、容器が袋に代わる言い方かわかんないけど、いろいろ考えられるんじゃないかっていうのも入れたらどうって言うてるだけで、袋は否定してないんですよ。

(委員)

- ・ちょっといいですか。
- ・今おっしゃってる容器というのは、テナントとかが入っていたらその場合はそこにずっと設置したままで、それとも、それかまた店の前持って行ってそこにごみ入れてまた持っていくとか、いろんなスペース的な問題が出てきます。それやったらいっそのこと袋やったらいっぱいになったらそこに出して置いておく。やっぱり清潔感の問題もありますしね。できたらその袋の、我々業者にしてみたらそのほうがいい。

(委員)

- ・一番合理的じゃないですか。袋が。

(委員)

- ・いいです、じゃあ。

(会長)

- ・いいですか、はい。
- ・じゃあほかございますか。

(委員)

- ・もう一つだけ聞いてもいいですか。
- ・11ページの(4)の事業者の関心の、これはあの、内容じゃなくてこの、文言というか、これを、「形状の制限もなく、市が指導に入ると言えば開発協議のとき程度という現行制度では、そうなるのも自然の流れとも言える」ですよ、で、このごみ減量には行政施策による誘導もさることながら、なんかはぐくむ必要もある、と。現行制度ではそうなるのも自然の流れなんだけど、じゃあ現行制度を変えるのかっていうと、違うんですよ。行政施策による誘導っていうのは、なんのことなんですか。
- ・現行制度だったらそうなるのは自然なんですよ。自然の流れと言っているのに、ごみ減量には、今までも行政指導、現行制度で行政施策による誘導してきた上に、関心がはぐくむ必要がある。この現行制度でそうなるのも自然の流れなのに、じゃあ、どう、現行制度のままでこうするのか、変えるから良くなるっていうことですか。

(事務局)

- ・その変える内容につきまして、この後のところで答申をいただいているっていう構成で、ここの部分は、現状の課題整理でございますので、ここで課題がこうです、と、こういう必要がありますというところをまず出したあとで、そのすぐ下のところから、Ⅲの減量等の方策の在り方という、この答申の核心部分に入ります。
- ・この、今おっしゃいました行政施策ってなんなの、というところが、この答申の中身でございますので、この後に、何ページも書かれている内容がこの行政施策としてご提案いただいた、答申をいただく内容となっております。

(委員)

- ・あーそう。ああ。

(会長)

- ・よろしい？

(委員)

- ・そうなのかな。

(会長)

- ・後ろに具体的なことが書いてあるから。行政施策はね。
- ・はい、ほかございますか。

(会長代理)

- ・すいません。
- ・あの、発生抑制か排出抑制か、っていうところが、24ページですね、あったんですけども、②の発生抑制の支援というふうになっているんですが、その中でリサイクル方策を提示するとか、リサイクルルートの確立を書くっていうのは、ちょっと合わないと言いますか、というふうに思います。
- ・えーとまあ、ここで発生抑制も再使用も含めて、リサイクルも含めて排出抑制というふうにしますと、排出抑制というのは結構使い方が微妙で、よくわからんところもあるんですが、ごみ減量の支援というくらいのほうがいいんじゃないかと、思います。少なくともここに書いてある内容は発生抑制の話ではないんで、発生抑制というのはおかしいと思います。

(会長)

- ・ここはじゃあ何にしますかね。もう決めといたほうがいいですね。

(会長代理)

- ・えーと、「事業者によるごみ減量の支援」、まあ一般的かもしれませんが、そうとしかここには・・・

(会長)

- ・リサイクル支援ですね、これ書いてあんの、二つ。

(会長代理)

- ・そうですね、リサイクル支援ですね。

(会長)

- ・そういう表現でどうですか。リサイクルの支援。リサイクル施策の支援。

(会長代理)

- ・そうですね、ここはそういうことですね。事業者によるリサイクルの支援っていうような感じにして、えーと2行目も、「具体的なリサイクル方策などを提示して、事業者のリサイクル努力を支援する」と直す。

(会長)

- ・そうそう、「事業者によるリサイクルの支援」。えーと、「事業者への」。

(会長代理)

- ・内容的には事業者が自分で出すものをリサイクルしようと努力すると、それを支援すると、そういうことですよ。それをどう表現したらいいかということだと思んですが。

(会長)

- ・支援するのは行政のほうやからなあ。

(会長代理)

- ・そうです。

(委員)

- ・要は受け皿的な問題がね、やっぱあればそういうふうだね。

(会長)

- ・そうそう。発生抑制という言葉がまずいということですよ、先生の意見は。内容と違くと。

(委員)

- ・「事業者の発生抑制の努力を支援する」。

(会長)

- ・長すぎる。

(委員)

- ・長すぎる？

(会長)

- ・そう。簡潔に。
- ・リサイクルを支援するという意味や。
- ・事業者のリサイクル支援、それでしませんか。「事業者へのリサイクル支援」。

(事務局)

- ・「事業者への」でよろしいですか。

(会長)

- ・はい。

(事務局)

- ・はい、では「事業者へのリサイクル支援」とさせていただきます。

(委員)

- ・②のタイトルですか。

(会長)

- ・タイトルですね。

(会長代理)

- ・あと2行目の発生抑制という言葉も。

(会長)

- ・ああ、2行目ね、はい。

(委員)

- ・提示して支援する、だけでいいですか。「リサイクル方策などを提示して支援する」。

(会長代理)

- ・それでいいですね。

(会長)

- ・はい、それでいいですね。

(委員)

- ・だから、「具体的な方策を示してリサイクルの努力を支援する」。それやったら。

(委員)

- ・「具体的なリサイクル方策を示して・・・」

(委員)

- ・どっちでもいい。リサイクルリサイクルって使うのがあれやったら、どっちでも。

(会長代理)

- ・今の案でいいような気がします。「具体的な方策などを提示して、リサイクルの努力を支援する」。

(会長)

- ・はい、ありがとうございます。

(会長代理)

- ・それと、もう1点すいません。ちょっと細かいところなんですけど、14ページの、事業者のごみ減量意識の醸成に対する支援のところ、14ページの上から4行目で、研究会の設置のところですが、えーと、研究会のところにも市民が入ってもいいんじゃないかなあというのがひとつです。で、その事業系ごみに対する関わり方は消費者としての関わり方であるとおっしゃられたんですけども、むしろその自治体の主権者というか、としての市民としての立場があると、それが重要だと思ひまして、そういう意味ではここは市民も含む研究会ということになるのかなあ、というふうに思いました。
- ・これはまあ、そうじゃなきゃいけないという問題じゃなくて、意見として、修正意見として。

(会長)

- ・これはもう今決着つけたほうがいいですね。

(委員)

- ・市民と消費者は違うということですか。

(会長代理)

- ・そうですね。で、その前半のほうに「市民」が入った方がいいと思います。

(会長)

- ・市民参加という意味でのあれですね、市民という意味ですね。この審議会のように。

(会長代理)

- ・そうですね。

(会長)

- ・従来はなかなか、あれですね、そういう発想がなかったんですけど、そういう意味での市民を入れたと、いうのがええと思います。

(委員)

- ・どのへんに入れるんですか。

(会長)

- ・えーと、5行目ですね。4行目です。「事業者を中心に」ですね、「市民と専門家と行政を含めた」と。

(委員)

- ・だからここにですね、特に初期段階においては、というね、最初のこだわりがありますから、だから特に初期段階においては事業者を中心に行政と専門家を含めて研究会の設置や、さらに市民を含めた、という、そういうふうな表現がいいんじゃないですか。最初は、特に初期段階においては、で。

(会長)

- ・初期段階に大事なんですよ。

(委員)

- ・初期段階に市民を入れるんですか。

(会長)

- ・市民の目線でどういうふうに見られているかを事業者のかたに理解していただくというのがものすごい大事なんですよ。

(委員)

- ・さっき、事務局がここ、市民があったけど削りましたっておっしゃいましたでしょ。

(会長)

- ・提案があったんですよ。

(事務局)

- ・修正案をいただいたんですけども、その修正についてはいたしておりません、というご説明をいたしました。

(委員)

- ・それは、市民と消費者がだぶるからですね。

(事務局)

- ・基本的には、事業者に対しての市民というのが、消費者としての立場であるという意味合いでの、重複を避けるという意味合いです。そこのあとの部分ですね、事業者と消費者との話し合いの部分でも市民としての立場ですし、あまりこの意味合い的に、こっちは市民参加の市民やと、こっちは消費者としての市民やと、いう話はちょっとどうかな、という気がちょっとするんですね。
- ・ですからそこのところが整理できれば、別にそこに市民という表現をすること自体がどうということではないですが。

(会長代理)

- ・さっきの、元の提案は私の提案じゃないんですけど、そこは市民の趣旨が明らかに違うと私は思っていて、事業者と消費者がまさに売買する関係で、利害関係者として話し合うのは、そこはそれで非常に重要だと思うんですけど、それと、そのまあ、在り方とかしくみとか、なんかそういうことを考えるような研究会に、市民が、自治の主体として、自治のステークホルダーとしての市民が入るとなると、明らかにそれぞれ両方必要なことなんだと、思いますんで、それを両方入るのがおかしいということはないんじゃないかというふうに、私は思います。

(会長)

- ・まあ、これは入れてもかまわないのなら入れましょう。

(事務局)

- ・ではもう、両方という形で。前半には「市民」を入れる、後半はそのまま、「消費者」のまま置いておくということで、よろしいですか。かしこまりました。

(会長)

- ・はい、ほかございますか。
- ・では私のほうから数点、お願いいたします。
- ・あの、最初は7ページですね、多量排出事業者への減量指導のところですが、この、進捗状況を市にヒアリングしたところ、っていうのがですね、前の審議会の時代にされたんですか、これは。これは、私たちはこの記憶がないんです。
- ・6ページの始めに書いていますね、箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況のところ、進捗状況を市にヒアリングした、と。前の審議会の和田さんのときにこのヒアリングされたんですか。

(事務局)

- ・あの、あれですか、大規模事業者に対して。

(会長)

- ・いやいや、このヒアリングそのもの。

(事務局)

- ・それはあの、先生、あれですね、事業者の人に来てもらうと言ってだれも来てくれなかったっていう。

(会長)

- ・あれのこと？

(会長代理)

- ・市に対するヒアリングですよ。

(会長)

- ・そうや、市に対してですよ。
- ・これ、先代のかただからわからないんじゃない。

(事務局)

- ・これ、前回の意見具申をいただいたときとまったく同じ、同内容で書いているんですけども。

(会長)

- ・これがでしょう。知ってるよ。だから前のときじゃないの。

(委員)

- ・ヒアリングというよりも、過去の進捗状況を説明でこれされましたよね。

(会長)

- ・ああ、それやったらここが聞いたわけやな。そうやな、そういう位置づけだったら、さきほど事務局がおっしゃったように、時間関係で別に前後しないわけや。だからここ、あれですね、大規模小売店舗立地法の対象事業者を選んだのはまずいということになりました、意見具申をしましたからね、ここは修正しといてもいいんじゃないですか。
- ・これ、非常に困る矛盾ではないでしょう。

(事務局)

- ・今おっしゃってるのは7ページの部分ですか、この。具体の訂正の部分はね。

(会長)

- ・うん、そうや。

(事務局)

- ・「十分とは言えない」という、この部分の訂正ですね。

(会長)

- ・これね、大規模小売店舗立地法で対象事業者選びましたね、あの手法そのものが基本計画に反するやないかと、あれ5トン以上やったでしょ、月当たり。それがまずいということで意見具申しましたね。変えてくれと。そういうふうになりましたからね、そのこれ、その経過ですから、進捗状況の経過でそういうことを意見具申をもらってですね、こういうふうになっている最中、見直ししている最中であると、そういうふうにしたほうがいいんじゃないの。というふうに私が意見書いたんですよ。

(会長代理)

- ・結局その、いわゆる市にヒアリングした、というのをこの審議会の場合というふうに考えるとすれば、その市に対するヒアリング時点をだいぶ前に設定するのではなくて、最近に設定すればいいんですよね、そういうことですよね。

(会長)

- ・そうです。

(会長代理)

- ・そう考えれば別に矛盾なく、今の話ができるんじゃないかという、そういうことです。それでいいんじゃないかなあという気がします。

(事務局)

- ・③のところの多量排出事業者の減量指導、この部分に追加ということですね、今おっしゃっているのは。

(事務局)

- ・いただいているご意見の修正案のほうを読み上げますので、その修正でいいかどうか、みなさんご判断いただきたいと思います。

(会長)

- ・はいはい。

(事務局)

- ・会長のほうからいただいた修正案は、「十分とは言えない」の部分を「対象事業者を大店法対象に限定するのは問題があるなどの意見具申を受け、改善しつつある」という表現に変えてはどうかと、いうご意見をいただいておりますので、あの、ご審議をいただければと思いますが。

(事務局)

- ・今の③のとこね。

(会長)

- ・そうです、いちばん後ろのとこだけね。
- ・じゃそれでいいですか。はい、もう一度言ってくれる、事務局。

(事務局)

- ・はい、もう一度。
- ・「対象事業者を大店法対象に限定するのは問題があるなどの意見具申を受け、改善しつつ

ある」。

(会長)

- ・そういうふうに変更したらどうかと。

(事務局)

- ・これ、先生、大店立地法のほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

(会長)

- ・ああ、それはそれでかまいません。

(事務局)

- ・いいですか、はい。

(会長)

- ・それでいいですか。はい、じゃあそうお願いします。
- ・それからもう1点は、あの、10ページのですね、減免制度と社会情勢のところの2行目、「非常に」という言葉を省いたほうがええんじゃないかと思います。これ、私、意見言うのを忘れたんですが、清掃業務自体が非常に不衛生と、ものすごく汚いイメージがしますから、これはちょっとあれですね、表現がきつすぎるんじゃないかと、改めて思いましたんで、えーとこれは表現を「非常に」を省くと言いますかね、はい。

(事務局)

- ・②の2行目のところですね。

(会長)

- ・はい。「不衛生と思われる」ぐらいのほうがいいのかわかりませんね。

(会長代理)

- ・昔の話ですよ。

(会長)

- ・ええ、そうです。

(事務局)

- ・学者さんの本なんかを読んでいますと、こういう文脈でいくところが多いんですけど。

(会長)

- ・そりゃ書いてあるけど、そりゃそれ不衛生とちがうと思うわ、私。あの時代見とって、自分も見てましたからね、ねえ、委員さん。

(委員)

- ・とりわけはねえ。「非常に」を取るだけでいいんじゃないですか。

(事務局)

- ・それでは「非常に」は取らせていただいて、あとはそのままよろしいですか。
- ・それでは「非常に」の3文字は削除とさせていただきます。

(会長)

- ・はい。
- ・それからねえ、あの、もう1点はですね、どこやったかな、あの、魚アラのどこなんですけども、15ページのですね、魚腸骨、あれ市町村の許可は不要と事務局言われましたね。

(事務局)

- ・あの、市町村独自で生ごみだけを収集する業者を入れて生ごみのリサイクルを進めようと思うと、当然市の生ごみ限定なりの許可が要るということなんですけれども、大阪府の、今回ここに挙げているのは大阪府の魚腸骨のシステムなんですけれども、これは必要ないんだそうです。

(会長)

- ・うん、で、その解釈がね、間違ってます。

(事務局)

- ・会長、よろしいですか。
- ・この魚アラのやつね、大阪府が事務局になって魚アラについてはリサイクルルートを作って、で、この収集運搬については大阪府が許可する産廃業者を対象に、その魚アラについて収集運搬する業者を指定しているんです。そういうルートの中で本来魚アラは一般廃棄物ですから市町村の範囲なんですけど、この魚アラをリサイクルするということで特別に、その、大阪府を中心としたルートが作られてますんで、市町村自体が限定許可とかいうのは、現行でいうと必要ないと、こういう形になります。

(会長)

- ・うん、だからその解釈が間違ってるんです。

(事務局)

- ・まあそのへんは大阪府の関係ですから。

(会長)

- ・いや知ってますよ、私知ってますから言っているんですよ。あのね、大阪府はルート作

ただで、あくまで魚腸骨っていうのは事業系一廃なんです。それが守られてないからね、現実どうしてるかと言いましたら、各市町村の指定をもらいに歩いているんです、業者さんが。歩いているんですよ。

- ・で、豊中市はまだ出してくれないと言って非常に憤慨されて、やっと豊中市も少しその気になったんですよ。箕面市はね、小さいからまだ来てないんです。大きなところから行かないと、例えば箕面市に来たとしますね、そうすると箕面市の担当者のかたは大きなところ先取ってからにしてくれと、いうふうに言うらしいです。
- ・そういうことで、府は窓口になっているだけでよ、あくまで魚腸骨というのは事業系一廃ですからね、各市町村に責任がありまして、各市町村が指定を出す、いうふうなルールになっているんですよ。はい。
- ・そういう意味で箕面市がまだ指定を出してないということを、これ私が修正案で書いたんです。

(事務局)

- ・これね、市がまだ許可を出してないということなんですが、今そこで言っているのは、魚アラをリサイクル処理場へ持って行くという、いわゆる事業系のごみを減らすという、魚アラ系をね、いうことについてはですね、今のシステムは産廃という問題はあるんですけども・・・

(会長)

- ・産廃とちがうんですよ。

(事務局)

- ・はい、だから、今大阪府は産廃というふうにしとるわけですよ。

(会長)

- ・してないしてない。

(事務局)

- ・いや、産廃として収集運搬して、持って行ってますよね。

(会長)

- ・産廃違いますよ。指定業者が指定を受けたという形でやっているんですよ。

(委員)

- ・先生あれね、許可証にね、産業廃棄物と書いて「魚腸骨」と書いてあります。
- ・それでね、その許可証を以て収集はできるんだということは、説明を私受けたことがあるんです。で実際そうなんです。

(事務局)

- ・だから産廃扱いなんです。

(会長)

- ・ほんまですか、それ。

(委員)

- ・でね、その問題があったときに、その許可証を見せてくれ言うたんですよ。というのは箕面市だけでされてもそれは困るんで、ほんとにあるんですかと、見せてもらいました。ほんとうでしたよ。産業廃棄物と書いて、魚腸骨と書いてました、品目。
- ・で、この許可証で大阪府全域を回っとるんですよ、と。だからこれについてはなんの問題もございませんと。

(会長)

- ・へえー。

(委員)

- ・これは間違いないです。私見ましたから。

(会長)

- ・それはしかし抜け道ですね。

(事務局)

- ・いやそれはね、核心はそれが問題じゃなくってね、事業者が魚アラを、まあその、府のほうの魚腸骨に持って行ってもらえば、それはリサイクルできてですね、ごみ減量につながるわけですから、そのルートは、今その産廃一廃の問題はありますけれども、一定確保されとるわけですね。

(会長)

- ・そうですね。

(事務局)

- ・ですから今箕面で15事業者あるかないかなんですが、もっとそれを広げていってね、今この魚アラについてはこのルートの処理に持って行ってくださいよという、いわゆる手段はあるんですよ。その部分は、その産廃一廃うんぬんの話はありますけども、箕面市が限定許可をするしない別にしてですね、ルートはあると。
- ・ですからそのルートに、今の段階では流していけばいいのかなと。まあ我々はこう思ってます。

(会長)

- ・ええそうですね、実際はそうしてね、別にあれですね、今やっておられるかたは、そ

の、箕面市が出してくれないから困るっていうふうになってないですね。ええ。

- ・ただし理屈上はですね、事業系一廃ですからね、産廃の許可を持ったところで収集できないんですよ。

(委員)

- ・でもまあまあ、そういう手法しか取れなかったんですよ。

(会長)

- ・現実としてはね。

(委員)

- ・そうしないとなんにもなしでやるっていうのはおかしくなるしね、そういう状況にせざるを得なかったんですよ。

(会長)

- ・あの、指定をなかなか出してくれないですからね、現実。それでそういう便法を大阪府は使われているんだと思いますよ。理屈で詰められると事業系一廃ですからね。

(事務局)

- ・便宜的手法として産廃と。

(会長)

- ・そうですそうです、そういうことです。
- ・はい、そしたらどうしましょうかね、ここは。

(事務局)

- ・まあそういった観点からね、今この魚アラを処理する方法っていうのはあるわけですから、まああの、いわゆる箕面市が限定許可を出さないがために魚アラが処分できないというのとはちがうからね。

(会長)

- ・せや。

(事務局)

- ・外させてもらったほうがいいかなと。

(会長)

- ・せや、わかったわ。それじゃもうこのままにしておきましょうか。
- ・はい、で、もう一つはですね、21ページのですね、NPO等の活動支援のところですね、ここの下から2行目の廃棄物減量等推進員ですね、これは私が、前のときかどうか知

りませんけども、基本計画にもこれ書いてましたですね。あのこと入れていただくようお願いしたと思うんですけど、あれ、事務局、私意見書に書いてなかったですか。

(事務局)

・いえ、なかったです。

(会長)

- ・はあはあはあ。前書いてたんじゃないですか。答申案では。
- ・基本計画には、あの、平成10年のときにはですね、これを導入すると書いてあるんですよ。そのことをここへ入れといてもうたほうが、遅れているというふうになりますね。これそうすると早くこれできあがりますんでね。
- ・例えばこの箕面市ではですね、この法律に基づく推進を基本計画にも早急に導入するように言っていると、そういうふうに強調してほしいんです、ここ。

(事務局)

- ・新たに法律改正でできた容リ法のほうを入れてくれと、基本計画には最初のほうしか載ってないですから、その関係性のところだったと思いますけれども。

(会長)

- ・そうや。前のとき書いてあったでしょう。あの、一般廃棄物処理基本計画の。

(事務局)

- ・それでは、前半の廃棄物減量等推進員のほうは基本計画にも記載があると、いうふうでよろしいですね。あの、容リ法のほうにかからないように、書き方は調整させていただきます。

(会長)

- ・そうそう、お願いします。はい。
- ・はい、それだけでございます。
- ・あ、それからすいません、あの、25ページの些細なところですけども、負担の適正化の4行目、「を以てしても」となってますね、「処理に係る経費を自ら負担することを以てしても」。ちょっとあれですね、表現がかなりあれですね、その、堅い表現や思いますので、「処理に係る経費を自ら負担することでも」、「でも」ぐらいでいいんじゃないですか。些細なことですけど。

(事務局)

- ・では修正させていただきます。

(委員)

- ・それからすいません。20ページのエコショップのどこなんですけど。

(会長)

- ・ 20 ページの上やね、②の上やね。

(委員)

- ・「例えばエコショップ制度に箕面市独自の高い基準を設け、それをクリアした事業者にはそれなりの」と、この「それなり」取ったらだめなんですか。なんかやっぱり頑張ってるところには社会的名誉が与えられ、でいいじゃないですか。

(会長)

- ・ はい、いいですか。まあこれはええわな。はい。

(会長代理)

- ・ すいません、ひとつ。これも細かいので申し訳ないんですが、19 ページの下から2 行目の「環境 ISO 取得」という言葉なんですけど、環境 ISO っていう表現がちょっとどうかなあと思うんです。「ISO14001」とか書くんだったら書いてしまったほうがいいと。

(会長)

- ・ じゃあそうしましょうか。はい。こう言えへんからね、はい。「ISO14001」と書いてくと。はい。

(会長代理)

- ・ あと、さっきの減量推進員のところ確認しましたがけども、基本計画の62 ページのほうにありましたので。

(会長)

- ・ ありがとうございます。基本計画62 ページですね。

(委員)

- ・ あとちょっとすいません、これ行政にお聞きしたいんですけど、0 ページのエコショップなんですけども、あの、ホームページでPRできないんですか、そういうふうに何回も書いてあるから。上が、PRして表彰したりすることは有効だけど、特定の事業者名をホームページに掲載することについては課題があるんですか。

(事務局)

- ・ 今ね、あの、市としてはね、ホームページも広報もそうなんですけど。

(委員)

- ・ 広報はしてますよね、表彰とか。ああ、特定の事業者として。

(事務局)

- ・市の記事として特定のお店を出すことはしてないですね。
- ・これは将来の課題として、今現在はしてないです。

(委員)

- ・ああ。すいません。

(会長)

- ・はい。ほか。
- ・いいですか、時間もだいぶ。じゃあこれでいいですか。はい、ありがとうございます。それではこういうところ修正させていただきまして、ええとあの、市長さんに答申させていただきます。はい。
- ・じゃあこれはこれで終わります、最後の案件です。

4.〔案件3〕基本計画見直し作業の進捗状況について

〔以下、要録〕

●事務局より、資料に沿って見直し作業の全体像と抜粋した施策(生ごみのリサイクル、家庭ごみ有料制)について見直しの方向性を説明

●基本計画見直しアドバイザーである会長代理から、見直しの考え方について説明

- ・生ごみリサイクルについては、ディスポーザーをどう考えるかが大きなポイントとなる。
- ・たい肥化の推進については、市民ひとりひとりが取り組むには限界があり、民間事業者・NPO等による収集・たい肥化施策が先進的である。
- ・事業系については、本来排出者責任である事業系ごみに対しての税金投入をどう考えるかが問題であるが、根本としてごみが減るのであれば、一定はいいのかなという気もしている。
- ・家庭ごみの有料制については、箕面市ではまだリバウンドが見られていないので、今後の状況を見てということになると思う。
- ・廃プラの全市収集を行えばかなりごみの嵩が減るので、無料配布枚数を大幅に減らしたり、袋のサイズを小さくすることになるだろうが、市民の負担が増えるので、審議会等で十分議論する必要がある。

●審議会委員による意見交換

- ・生ごみについて、NPOなどで収集するにしても、たい肥になった結果が見えないのは

良くない。目の前からごみがなくなったらいいという意識ではなく、できたたい肥を箕面市で使うことが必要である。

- ・西小学校でたい肥化を行っており、できたたい肥はほしい人が多く取り合いの状態である。出口があればたい肥化はできるが、コストは別の話である。
- ・今回の見直しの手法として、費用対効果の分析をやっているが、これはよそではない見直しの手法で大変面白い。この見直し手法自体が箕面市の施策の売りになる。
- ・事業系ごみは95%が税負担であり、この部分の費用対効果検証は非常に面白いことになる。